

議事日程第5号

平成17年9月28日(水)

第1 継続審査事件の承認

第2 議案上程(議案第77号から第90号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特、決算特)、
質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1、2は議事日程に同じ

第3 議案上程(議案第91号から第93号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第14号及び第15号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 議会案上程(議会案第16号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第6 議案上程(議案第94号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

出席議員(37人)

1番 佐藤 己次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大渕 與吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	9番 中田 敏彦
10番 中田 俊雄	11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋
13番 三浦 一郎	14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎
16番 古仲 清紀	17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美
19番 小松 穂積	20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子
22番 笹川 圭光	23番 船木 茂	24番 越後 貞勝
25番 三浦 悅朗	26番 船木 正博	27番 柳楽 芳雄
28番 佐藤 善市郎	29番 鎌田 清太郎	30番 竹村 健一

31番 相澤哲夫 32番 佐藤俊一 33番 加藤春吉
34番 中田謙三 35番 高桑國三 36番 吉田清美
37番 杉本博治

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長 菅原政義
次長 加藤謙一
局長補佐 小玉一克
主査 畠山隆之
主査 湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	船木宏	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午後 2時47分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に、市長から特に発言をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ご苦労さまでございます。本日の議事に入ります前に、特にお許しをいただきまして、今定例会において、議会からご指摘のありました旧男鹿簡易保険保養センターにかかる入湯税について申し上げます。

当センターは昭和54年7月にオープンした施設で、平成10年12月1日から鉱泉浴場として営業を開始し、入湯税を納付しておりましたが、平成12年10月17日に入湯税徴収事務実情調査を実施した結果、日帰り客からは入湯税を徴収していないことが判明したので、今後徴収するよう説明、指導いたしましたが、当センターからは理解を得ることができなかったものであります。簡易保険福祉事業団は、日帰り客の入湯税について、営業許可が一般公衆浴場となっていることから、市入湯税条例第3条第2号に規定する一般公衆浴場に該当し、課税免除の対象ではないかとの見解であり、このことについて幾度となく交渉をしてまいりましたが、一般公衆浴場の解釈に合意を得ることができなかったものであります。しかしながら、当センターを誘致した経緯や国定公園内の貴重な観光施設であること、さらに入湯税徴収により地元利用者への負担増につながることなどを考慮して、早期かつ円満な合意を得るため、総合的に判断し、平成14年2月に課税免除に関する通知をいたしました。その後、同センターと協議を重ねるとともに、県と協議をし、平成15年4月から日帰り客の入湯税についても納付いただくことで同センターと合意し、平成15年1月に通知しているところであります。このたびの議会からのご指摘のように、このような重要なことを議会に報告しなかったこと、また、この処理に長期間を要したことにつきまして、議会並びに市民に深くお詫びを申し上げます。このことにつきましては、私の責任を痛感しているところであります。今後、このようなことのないように努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 本日の議事は議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 継続審査事件の承認

○議長（杉本博治君） 日程第1、継続審査事件の承認を議題といたします。

請願第1号、船川港金川多目的広場（OGAマリンパーク）内に占用グラウンドゴルフ場の早期整備を求める請願書及び請願第3号男鹿市所有の中・大型バス、（通学バスを含む）の利用対象範囲の拡大については、総務委員長並びに教育厚生委員長からの会議規則第103条の規定により、なお審査を要するため、審査が終了するまで閉会中の継続審査にしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長及び教育厚生委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号及び第3号については、総務委員長並びに教育厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第2 議案第77号から第90号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第2、議案第77号から第90号までを一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。

2番高野寛志君

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案第84号公の施設の管理を指定管理者に行わせるための若美総合支所関係条例の整備に関する条例について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本議案は、若美総合支所を所管する施設のうち、現在管理を委託している若美南部地区運動広場ほか13施設について、平成18年度以降、指定管理者制度による施設の管理を実施することから、関係施設条例の一部改正を行うため、議会の議決を求めるものであります。

本案について、委員から第1点として、指定管理者の選定方法と選定委員会設置の考え方、また、指定管理者の受託中の変更は可能なのかとの質疑があり、当局から原則公募により選定し、指定を希望する団体から事業計画書を提出していただき、施設の設置目的を最大限発揮できるか、また、平等な利用の確保とサービスの向上が図られるか、施設の適切な維持管理と経費節減が可能か等を総合的に判断し、選定するもので、選定後、議会の議決を得て指定されるものであるが、本条例における若美総合支所関係施設については、運動広場、集会施設ということからして公募しない方が望ましいものと考えておる。また、選定委員会については府内に設置し、選定基準を設け選定してまいりるので、指定管理者の受託期間中の変更については可能であるとの答弁があったのであります。

第2点として、制度導入施設に若美中央コミュニティーホームが予定されていない理由と、対象施設に対し、委託費がゼロという実態から、受託者の有無が懸念されるのではないかとの質疑があり、当局から中央コミュニティーホームについては建物が老朽化し、使用が禁止されている状況下にあり、現在廃止の方向で検討していることから、管理者制度予定施設から除外したものである。また、管理委託先については、各町内会へお願いする予定であるが、この後、町内会長会議を開催し、補修経費については補助制度の交付要綱等十分説明しながら、スムーズに受託していただくよう進めてまいりたいとの答弁があったのであります。

第3点として、委託施設が破損した場合、その補修費は市の持ち出しになるのかとの質疑があり、当局から本来公の施設であるので、市が補償費をもって補修すべきと思うが、旧若美町の場合、起債や補助金を活用して、町内に会館を建設していることから設置条例を設けているが、これまでも補修や維持管理を町内会が行っており、大きな補修については補助要綱を設けて整備してきた経緯があり、従来同様本要綱に沿って対応してまいりたいとの答弁があったのであります。

これに対し、委員より町内会館の補修については旧男鹿市、旧若美町でその対応が異なることから、その対応について統一すべきでないか。また、今後、若美地区町内会館については、町内会への払い下げを含め、検討すべきでないかとの意見があったのであります。以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に教育厚生委員長の報告を求めます。30番竹村健一君

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第82号公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民福祉部関係条例の整備等に関する条例についてであります。

本議案は、市民福祉部の所管する施設のうち、現在、管理を委託している男鹿市立羽立児童館ほか9施設について、平成18年度以降指定管理者制度による施設の管理を実施することから、関係施設条例の一部改正を行うため、本条例を制定するものであります。当局から本議案にかかる男鹿市立羽立児童館ほか9施設の指定管理者の選定にあたっては、施設の性格、業務の特性、地域との結び付きなど、地域及び利用者との信頼関係が得られること等を考慮し、男鹿市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない方法で指定管理者を選定したいと考えているとの説明があったのであります。

本案について、委員より第1点として、指定管理者の選定にあたっては公募によらないことであるが、将来的にもこれを維持していく考え方であるのか、また、指定機関の考え方についてはどうかとの質疑があり、当局からこのたびの指定管理者の選定にあたっては公募によらない方法で選定する考え方であり、指定管理者の指定機関については、現時点での考え方として児童館については3年をめどとし、老人福祉センター及びデイサービスセンター等については5年をめどとして考えているとの答弁があったのであります。

第2点として施設の補修等に関しては、改正案に規定されていないが、どのように対応されているのであるかとの質疑があり、当局から、この後、議会の議決を経て、指定した指定管理者と交わされる協定の中で、大規模補修や小破補修の負担方法など細部にわたって決める事項であり、今後具体的に協議されるものであるとの答弁があつたのであります。

第3点として、将来的に指定管理者が効率性のみを求めるあまり、施設を利用する市民が不平不満を持つような懸念はないのか。また、そのようなことがないように、

市民によるチェック機関的な制度導入を検討しているのかとの質疑があり、当局から指定管理者の指定にあたっては十分協議した上で、指定をするものであり、市民サービスの低下にならないように管理運営していくものと考えている。また、市民によるチェック機関的な制度に関しては、現時点では検討していないが、今後、その必要性について検討されていくものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 85 号大型地区衛生処理組合規約の一部変更についてであります。

本議案は、八郎潟町収入役の事務を助役に兼掌させる条例が施行されたことに伴い、大型地区衛生処理組合規約の一部を変更するものであります。本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に産業建設委員長の報告を求めます。24番越後貞勝君

【24番 越後貞勝君 登壇】

○24番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案第 83 号公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業建設部関係条例の整備等に関する条例について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、産業建設部の所管する施設のうち現在管理を委託している男鹿市農村婦人の家ほか 23 施設について、平成 18 年度以降、指定管理者制度により施設の管理を実施することから、関係施設条例の一部改正をするため、本条例を制定するものであります。

本案について、委員より第 1 点として指定管理者制度により、現在委託している施設の委託料の増減はあるのかとの質疑があり、当局から指定管理者制度は民間の活力を活用し、サービスの向上や経費の節減を図ることが目的であるので、現在の委託料より上回るということは、基本的にはないと認識しているとの答弁があったのであります。

第 2 点として、産業振興に寄与する目的で設置された施設のような特定の団体でなければ管理、運営が難しいと思われる施設の取扱いについて質疑があり、当局から県との指定管理者の指定に関する協議や、男鹿市公の施設にかかる指定管理者の指定

手続きに関する条例では施設の性格等を考慮し、地域等の活力を積極的に活用することにより、事業効果が期待できる場合は、公募によらず、指定管理者を選定できると規定していることから、農業振興に寄与するため設置した施設については、今後も農業団体に管理運営を任せたいと考えているとの答弁があったのであります。

第3点として、国民宿舎は土地開発公社に委託し、これまで施設の整備等については宿舎の営業益で行ってきたが、管理者制度により、今後は市が整備費等を負担するのかとの質疑があり、当局から大規模修繕については市で行い、改修、または軽微な修理については協定書の中に定めることとしたが、施設ごとに具体的な事項について定められているものと考えているとの答弁があったのであります。

第4点として、指定管理者を指定する際の選定基準について質疑があり、当局から現在選定委員会等の審査要綱は作成されていないが、主に市民の平等な利用が確保されるか、施設の設置目的、理念を理解した管理がなされるか、利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか、収支計画の適正化、現実性、経費削減に向けた取り組みがなされているかなどについて審査されるものと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査結果により、本案について異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に予算特別委員長の報告を求めます。29番鎌田清太郎君

【29番 鎌田清太郎君 登壇】

○29番（鎌田清太郎君） 予算特別委員会に付託されました議案第86号から第90号までの審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る15日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

開会冒頭、市長より発言の申し入れがあり、これを許しました。市長よりアスベストの分析結果については、13件中4件の結果が出たもので、若美農業者トレーニングセンターについては、アモサイトというアスベストが使用されていることが判明いたしましたので、速やかに除去し、また、男鹿中公民館、男鹿市清掃センター、船川北公民館についてはアスベストの含有がなかったことから、使用制限解除や、目張り

を撤去したもので、なお、残りの施設については分析結果が判明次第対応したいとの報告があったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき質疑をされました主なる点についてのみご報告申し上げます。

まず第1点として、バックホウ破損に対する補助金140万円について管理は県漁協と考えるが、なぜ市が対応しなければならないのか。

第2点として、北浦地区への特定環境保全公共下水道の早期工事着手について。

第3点として、旧プリンスホテルのアスベスト対策について。

第4点として、八郎湖周辺清掃事務組合ごみ処理方式検討委員会の構成メンバーについて。

第5点として、八郎湖周辺清掃事務組合ごみ処理施設の現状と今後の地元への対応について。

第6点として、夕陽温泉WAOのスタッフ及び経営状況並びに営業時間について。

第7点として、農業振興に関連し、具体的な所得の向上について。

第8点として、保量川及び金川川の改修工事の早期着工について。

第9点として、国民体育大会のセーリング競技にかかる艇庫の建設場所及び大会終了後の扱いについて。

第10点として、市職員の消防団への加入について。

第11点として、災害発生時の行動マニュアルについて。

第12点として、小学校費の施設維持改良工事730万円の内容について。

第13点として、農林水産関係のこれまで5ヶ月間の具体的実施施策事業について。

第14点として、e-地域ビジネス補助金764万6千円と市有建物解体撤去工事費315万円及び土地売払収入817万8千円の内容について。

第15点として、下水道事業特別会計への損失補償36万9千円の内容についてなどの質疑、指摘に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

次に、旧男鹿簡易保険保養センターにかかる一連の入湯税問題についてご報告申し上げます。本件については、本会議において問題提起されましたように、旧男鹿簡易保険保養センターにおいて、平成10年12月より鉱泉浴場による営業を開始したものの、日帰り客を一般公衆浴場と同様の取扱いとみなし、課税対象外とし、入湯税

を徴収していなかったものであります。

本件について、委員より第1点として、平成14年12月2日、3月議会に課税免除規定について条例改正案を提案し、税率改正は行わない旨の説明している、官にはやさしく民には厳しいのではないか。

第2点として、このような大きな問題をなぜ議会に報告しなかったのか、市長はどの時点で知ったのか、また、2件の文書の発送は、なぜ課長名なのか。

第3点として、年度ごとの入湯客を示してほしい。さらに課税免除にかかる原議書を提出してほしい。

第4点として、前議員とか、第3者の係わりはなかったのか。

第5点として他市における簡保施設の徴収実態等はどうなっているか。

第6点として、4年4カ月も徴収しないで完納している同業者にどう説明し、今後どのように協力を求めていくのかなどの質疑があったほか、この問題の処理について、議会運営委員会か会派代表者会議を開いてほしいという要請があったのであります。

委員長として、本件の実態を鑑み、暫時休憩し、その取扱いについて議長、議運正副委員長、当委員会正副委員長で協議いたしましたのであります。協議結果として、旧男鹿簡易保険保養センターにかかる入湯税問題については、各常任委員会、分科会開催前に代表者会議を開き、取扱いについて協議することとしたものであります。本委員会においてはなお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し審査いたし、各分科会とも審査を終了したので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上、審査経過により本委員会に付託されました議案第86号から第90号までについては原案のとおり可決及び承認すべきものと決した次第であります。

以上、ご報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に決算特別委員長の報告を求めます。35番高桑國三君

【35番 高桑國三君 登壇】

○35番（高桑國三君） 決算特別委員会に付託されました議案第77号から第81号について、審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は去る16日開会し、正副委員長互選の後、その審査をいたしましたのであります。審査の方法としては当局から各決算にかかる補足説明を求め、さらに加藤監

査委員から決算審査における総括意見を求めたのであります。また、同時に決算にかかる証拠書類を閲覧し、それぞれ実質審査をいたしたものであります。この際、決算の概要と質疑された主な点についてご報告申し上げます。

まず、議案第77号、平成16年度男鹿みなし市民病院事業会計決算（旧男鹿市分）、並びに第78号平成16年度男鹿みなし市民病院事業会計決算（暫定分）の合算した決算概要についてであります。当年度は前年度に比較して、患者の利用状況は入院では3.2パーセントの減、外来でも2.6パーセントの減となっている。一方、患者1日当たりの診療単価は入院で2万5千522円となり、前年度より245円の減、外来で1人当たり5千639円となり、前年度より217円の増となっております。収益的収支において、収入で24億6千681万1千875円、支出で27億1千390万8千562円となり、この結果、2億4千709万6千687円の当年度純損失となった。また、病院全体の状況を示す不良債務の額は前年度より5千691万9千271円縮減され、9千866万5千円となり、経営健全化計画より4千32万3千円好転しております。

次に、議案第79号平成16年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算（旧男鹿市分）、議案第80号平成16年度若美町水道及びガス事業会計決算（旧若美町分）、並びに第81号平成16年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算（新市暫定分）の合算した決算概要についてであります。まず、上水道では合併による総収益6億8千273万4千119円に対して、総費用は6億5千816万5千636円で、2千456万8千483円の黒字決算となったものの、旧若美町で新市に引き継ぐ時点で累積欠損金を有していたことから、旧男鹿市の利益剰余金と併せて新市の決算時に生じた純利益を補てんし、7千223万748円の当年度未処理欠損金となった。また、資金収支面では両市町事業とも内部留保資金を保有していたことから、不良債務は発生していないものであります。

次に、ガス事業では合併による総収益6億6千87万4千449円に対し、総費用は6億3千948万6千923円で、2千138万7千526円の黒字決算となり、当年度未処分利益剰余金は3千390万28円となった。なお、資金収支面からなる不良債務は発生していないものであります。

次に、議案第77号及び第78号について、質疑のあった主な点について申し上げ

ます。まず第1点として、退職医師の今後の対応、未収金の中身と今後の回収見込みについて質疑があり、当局から常勤医師の充足は厳しい状況であるが、重要な課題としてとらえて対応していきたい。未収金については診療報酬の請求が2カ月遅れの関係と、患者の自己負担、未収分は8月末で1千600万円あり、100パーセントの回収とはいかないが、内払いをしている方もおり、今後とも未収金の収納には努力していくとの答弁があったのであります。

第2点として、流動資産の薬品についての棚卸監査と未払金1億7千700万円の主な相手先はどこか。また、市内業者へは迷惑をかけていないかとの質疑があり、当局から合併の関係で、監査委員が不在で年度末の棚卸監査はしていないが、その後資料に基づく監査を実施しており、平成17年度は実施する予定である。薬品業者はすべて市外業者で通常4カ月遅れで支払いするとの契約を締結しており、市内業者はいないとの答弁があったのであります。

第3点は、病院窓口の相談対応と民間医師との交流、夜間や急患の対応、また、病院の経営権の譲渡の考えはないかとの質疑があり、当局から窓口相談には医療相談員と医事課で対応している。医師との交流については、医局会では民間医師との疎通を図っており、緊急外来の対応をも行っている。また、病院経営権の譲渡については考えたことがないとの答弁があったのであります。

第4点は、入院収益が大きく下がった理由と減価償却費の今後の動向、また透析患者と泌尿器科の患者対応について質疑があり、当局から泌尿器科の常勤医師が退職したことにより、7千900万円の減収となった。また、医療機器の耐用年数は5年から7年で、ことしから若干は落ちるが、その後機器の更新もあるが緩やかに落ちていく見込みであり、泌尿器科は非常勤医師が毎週水曜日と金曜日に診察している。また、11人の透析患者にも対応している。今後も泌尿器科の医師確保には努力していくとの答弁があったのであります。

第5点は、外来患者数が減っているが収益増になっている理由と、外来患者数の減少理由、医療機器7件購入しているが、すべて随意契約となっているが、なぜ競争入札にはしないのか、また、不良債務は平成18年度頃に解消されることだが、累積欠損金は何年で解消されるのか、患者数の減少の理由と一部医師や看護師の患者への対応が原因ではないかとの質疑があり、当局から外来患者数は3千379人減少し

たが、単価が上がって 959 万円の増となった。患者数の減少は、グループホームや福祉施設が増えていることが理由と考えられる。医療機器の購入では取扱い製品が限定される特約契約をメーカーと締結しているなど、業界の特殊事情や医師の意向で競争入札に適さないことから、財務規則に沿って随意契約をしている。不良債務については国からも平成 18 年度まで解消するように指導されているが、累積欠損金については、今後減価償却費の減などで少なくなる可能性はある。また、病院に対する意見、要望などについては投書検討委員会を設置し、看護師への名前入りの投書は総婦長が注意しており、名前のない場合は看護師長会で注意を徹底している。また、医師への投書については院長に報告しているとの答弁があったのであります。

第 6 点として、監査委員として具体的な病院経営改善について指導したか、また診察後の会計待ち時間の改善について質疑があり、当局から例月検査、決算審査、定期監査などを通して、法令遵守や経営状況を含めて現場などへ指摘をしている。また、診察終了後、30 分以上は待たせないようにしているとの答弁があったのであります。

以上で議案第 77 号及び第 78 号について終わり。

次に、議案第 79 号から第 81 号について、質疑のあった主な点について申し上げます。

まず、第 1 点として旧若美町の水道普及率が 79.8 パーセントと低いが、今後どう高めていくのか。また、水道料金の統一をどう図っていくのかとの質疑があり、当局から下水道事業と並行して、普及率の向上に努めていく。また、料金の統一については現在 20 立方メートル当たり旧男鹿市 2 千 572 円、旧若美町 3 千 118 円で、旧若美町が 546 円高い状況であり、水道料金については合併協定を尊重し、合併後 3 年をめどに新たな料金体系の構築について検討することになっており、現在施設整備及び経営計画策定検討委員会を設置し、本年度中に老朽化施設の整備等を含め、事業の見直しを図り、経営計画を策定し、適正な料金の統一を図ってまいりとの答弁があったのであります。

第 2 点として、未収金の内訳と船越地区の新興住宅地の水道施設整備計画について質疑があり、当局から未収金のほとんどが平成 16 年 3 月分であるが、水道料金滞納分として平成 14 年度分が約 20 万円、平成 15 年度分が約 23 万円などとなっており、企業局全体で徴収対応をしている。また、困窮世帯には随時納付相談に対応して

いるところであり、また、船越地区の新興住宅地へは下水道事業計画とあわせて水道ガス両事業を予定していきたいとの答弁があったのであります。

第3点は、老朽水道管の布設替え工事について質疑があり、当局では旧男鹿市の石綿セメント管の布設替えに要する費用は企業局単独事業で試算した場合、10億円程度、10億円ほどと見込んでおり、今後、国の補助事業、合併特例債事業や下水道等他工事関連事業などを実施し、できるだけ早い機会に全面布設替えを完了いたしたいとの答弁があったのであります。以上の審査経過により、本特別委員会に付託されました議案第77号から第81号については適正なものと認め、異議なく原案どおり認定すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（杉本博治君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑はありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 2点ほどお伺いしたいんですけども、1点は教育厚生委員長さんにお伺いしますが、きょう、先ほど議長から冒頭に請願の継続審査の報告がありました。金川多目的広場内に専用のグラウンドゴルフ場の早期整備を求める請願書というのが出ておりますが、私も紹介議員の一人になっておりまして、継続審査になつた理由がちょっとわからなくて、私はスムーズに採択なるんじゃないかなと思っておりましたけれども、どういう事情でそうなったのか、経緯をひとつお聞かせ願いたいなと思います。

それから、病院の予算が今回なかったわけで、病院の決算の関係、決算とは直接かわりありませんけれども、審査の過程で、私もごく最近聞いた話で病院の医師が年度内に3名が退職されるという話を伺っておりますが、非常に経営が厳しい中で3人が年度内に辞めるとなれば、これもまた大変な問題じゃないかなという気がしていますけれども、それについての審査がなかったのかどうか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 30番。竹村健一君

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） 初めに請願の件でございますけれども、今議員が言われましたように専用グラウンドという名称が付いております。そのことにつきまして当局で

は県と折衝した結果、専用という語句の点で問題があるのではないかと。県側としては専用というふうにして名前が付きますと、男鹿市だけの専用という感じになるわけです。そういうことで、その語句について抵抗がありました。そういうことで、うちの方の委員会としても請願した方々にその件のことを取り外していただけないかというような話も出たわけですけれども、このまま当委員会にきてしまったという関係で、語句の関係でございます。その専用という語句を外していただければ、このあとはスムーズにいくのではないかと。このような継続審査となりました。

それから、みなと病院の件でございますけれども、今朝ほど市長もその件に触れて、ときあるごとに言っておりますけれども、うちの方にも問題が出ました。そして、助役からも休憩を挟んで説明をいただき、厚生連より2人職員を来ていただくと、専門家ですので、そういう点ではつつがなくいかれるものと、こういうことでございましたので、よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君） 決算特別委員長

【35番 高桑國三君 登壇】

○35番（高桑國三君） 今、佐藤議員から3名とかという話ですが、決算特別委員会においては医師の充足率が長年にわたって大きな問題になっていると。その時点では1名の退職が予定されていることは表面に出ていますが、3名4名の話は出ていませんでした。なお、当局からは常勤医師の充足については、きわめて厳しい状況であります、なお一層努力しながら、それに努めたいという答弁はありました。

以上です。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） この請願の件ですけれども、専用という字句が問題だということですが、これはあれですか、グラウンドゴルフ専用のそういうことではなくて、多目的に利用するのであればいいけれども、専用というのはうまくないということなのか、字句、どういう字句をとってグラウンドゴルフ場、ゴルフ場をつくる、つくるそのものはいいのか、そのあたりは県の考え方だと、そのあたりはどういうふうになってるのか。専用の字句、字句とすればグラウンド、仮に専用の字句とすればグラウンドゴルフの整備は可能かどうかですね。そのあたりのあれはどうなってるんですか。

それから、病院の医師、私聞いた話では年度内に3名が退職されるということです

ので、そうなりますと、非常に今でも大変な経営が、なお大変だということにもなりますし、その後任がどうなっているのかということも私わかりませんので、決算委員会の中で、そういう議論があれば聞きたかったなと思ったわけですが、今の答え以上出ないとすればお答えはいりませんけど。

○議長（杉本博治君） 竹村教育厚生委員長

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） 専用の内容でございますけれども、そこら辺までは当局と詰めなかつたわけですけれども、私としては専用ということになれば、男鹿市民専用というようなとらえ方では、とられ方ではないだろうかと、その専用がなければ多目的広場ですので、県の土地ですので、全体の方が使えると、そういう意味合いもこもつてると、私は解釈しております。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） さらに再質疑、1番

○1番（佐藤巳次郎君） 委員長がそういう思いだというわけですが、私からすれば、これは市民はもちろん市外の人も当然利用できるものだということですので、そのあたりいわばちょっとわからないですね。県の方で専用にグランドゴルフ場、それ以外のもの使われないようであれば困るという県の意向なのかね、そこがちょっと理解に苦しむわけで、グラウンドゴルフ場はつくってもいいけれども、市民以外には使われるなということなのか。そのあたりはちょっとわからないわけですよ。

○議長（杉本博治君） 竹村教育厚生委員長

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） グラウンドゴルフ場だけの専用ということであればまずいと、やはり多目的広場という名目上、そういうことに県の方からもきていると、こういうことでしたので、よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君） 1番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。4番

○4番（大渕與吉君） 私からも請願についてお尋ねいたしたいと思います。

先ほど議長から総務委員会におきまして、請願第3号、これが継続審査になったということを聞きました。それで、高野委員長にお尋ねいたしたいと思いますけれども、

この第3号の請願は、私も一般質問の中に質問しております。それで、教育長の答弁もありましたので、改めて、またお尋ねしたいと思います。

この理由は、合併前の旧若美町が町所有のバスをスポーツ少年団、あるいは中学校の総体などでも無料に使用させていただいておったが、しかし、合併によって若美町のバスも使用できなくなつたと。それで民間会社に依頼するよりほかがないので、保護者の負担が多くなるということで、どうにか、やはり今までどおり若美のように無料にこのバスを使うことができないかと、こういう請願であったと思います。ですけれども、これが継続審査になったということでございますので、一般質問の答弁には請願も出ておりますので、この請願によって検討したいと。こういう答弁でございましたので、高野委員長に対しまして、私はどういう意味合いでこのように急がなければならぬ問題を継続したのか、そこら辺をひとつお知らせいただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 高野総務委員長

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） お答えいたします。

審査の中で若美、旧若美町の方ではバスをそういう小中学生のスポーツ大会等について利用していたと。しかし、旧男鹿市ではそういう例がないと。それで、統一した見解を持っていかなきゃいけないんじゃないのかということだったんですけれども、市当局では、バスをスポーツ大会とか、そういうものに利用するには道路交通法上の問題がちょっとあるんじゃないかというような見解もありました。それと、男鹿市の場合、小中学校というと、かなり学校数も多いので、非常にそれに対応していくというのが難しいんじゃないかというようなことだったわけです。それで、じゃあその道路交通法上の問題とか、あるいは若美町と男鹿市との統一した利用方法等についてもうちょっと時間をかけて研究しなければいけないんじゃないかと、そういうことで継続審査にした次第であります。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。4番

○4番（大渕與吉君） ただいまの高野委員長の答弁理解できるところもあります。今言ったように道路交通法上の問題になるということであれば、これもう少し検討しなければならないんではないだろうかとは思いますけれども、ただ、我々若美地区の住民の間にはです、この間の一般質問でも私申し上げましたけれども、これまで父兄

負担のないような形で町のバスを使用すると。または少ないと、町の公費でもって営業車を頼んで父兄負担をなくしておったと、こういう実態なんです。それで、合併によって来年の4月からこれが実施できなくなるとなれば、合併による大きなサービス低下であると、こういう声が町民、市民の間からたくさん出てるんです。ですから、どうしても市のバスが運用できない、道路交通法上できなかつたら、やはり市の負担でもって父兄負担を少なくするような考えができるのかどうか、そういうことに対しての委員会、委員の間では話が出なかったのかどうか、そこら辺もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 高野総務委員長

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 基本的にバスが空いているときは小中学生のそういう目的のために利用するのは差し支えないんじやないかと、議員、委員の間でのご意見でした。ただ、さっき申し上げましたら、そういうふうな法的な問題とか、統一した見解を示さないとちょっと問題もあるだろうし、12月あたりまで時間をかけて研究、当局でも研究してみなければいけないし、我々も考える時間がなきゃいけないだろうと。基本的には体育館の利用、利用料免除のこともありましたけれども、空いてるバスを有効利用するについてはいいんじゃないかと、そういうような流れでしたので、ご理解願いたいと思います。

○4番（大渕與吉君） わかりました。終わります。

○議長（杉本博治君） 4番大渕與吉君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより議案第77号から第90号までを一括して採決いたします。本14件に対する委員長の報告は可決、認定及び承認あります。本14件は各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本14件は原案のとおり可決、

認定及び承認されました。

日程追加の件

○議長（杉本博治君）　ただいま市長より議案第91号から93号までが提出されました。この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君）　ご異議なしと認めます。よって、本3件は日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3　議案第91号から第93号までを一括上程

○議長（杉本博治君）　日程第3、議案第91号から第93号までを一括して議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第91号　人権擁護委員の推薦について

議案第92号　人権擁護委員の推薦について

議案第93号　人権擁護委員の推薦について

○議長（杉本博治君）　提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長　佐藤一誠君　登壇】

○市長（佐藤一誠君）　ただいま議題となりました議案第91号から議案第93号までの人の権擁護委員の推薦について提案理由の説明を申し上げます。本議案は本市人権擁護委員の小林彬實氏、戸祭實氏及び京極修二氏が本年12月31日に任期満了となるため、再度推薦いたしたいというものです。皆様からご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君）　これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本3件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論は通告なきものと認め、終結いたします。

最初に議案第91号を採決いたします。小林彬實氏の人権擁護委員の推薦について、これに異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については、異議なしとすることに決しました。

次に、議案第92号を採決いたします。戸祭實氏の人権擁護委員の推薦について、これに異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第92号については異議なしとすることに決しました。

次に、議案第93号を採決いたします。京極修二氏の人権擁護委員の推薦については、これに異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第93号については異議なしとすることに決しました。

日程第4 議会案第14号及び第15号を一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第4、議会案第14号及び第15号を一括して議題といたします。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第14号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書

議会案第15号 道路整備予算の確保に関する意見書

○議長（杉本博治君） お諮りいたします。本2件については会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明、質疑及び委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については提案理由の説明、質疑、並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。これより議会案第14号及び第15号を一括して採決いたします。本2件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第14号及び15号は原案のとおり可決されました。

自治体病院の医師確保対策を求める意見書

少子、高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は、地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制二次救急医療等多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年4月から実施されている新たな医師臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き揚げや、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に、小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小・休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような医師不足は、全国的な問題となっており、各自治体は、医師確保に向け

て、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月28日

秋田県男鹿市議会

議長 杉本博治

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 扇千景様

内閣総理大臣 小泉純一郎様

総務大臣 麻生太郎様

厚生労働大臣 尾辻秀久様

文部科学大臣 中山成彬様

財務大臣 谷垣禎一様

道路整備予算の確保に関する意見書

秋田県は、大都市との距離が長く、人的交流、物流を担う自動車交通に対する依存度は極めて高い地域となっている。また、積雪期においては、幅員の減少や路面凍結など運転しにくい路面状況が発生し、吹雪等の視程障害により走行環境も著しく低下し、その結果、旅行速度の低下という問題を引き起こし、人の動きや物流を鈍らせ地域間の連携にも支障をきたしている。こうした交通の途絶は、住民の生活に不便さと不安を与えるほか、地域住民の命を支える救急車両などにも影響を与えかねないものである。このため、高速性と定時制を確保した水準の高い道路網の形成や多様化するニーズに対応し、安全性・確実性の高い体系的な道路整備が求められている。

今、市町村合併が進み地域が結びつきを強め、均衡ある発展と安全で安心できる活力ある地域づくりを行うためには日本海沿岸東北自動車道の整備が不可欠である。

こうしたことから、国においては道路整備の重要性を深く認識し、平成18年度予算について公共事業の全体を一律的に削減することなく、また、道路特定財源を一般財源化することなく堅持し、道路整備に必要な予算の確保を図りながら重点配分されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月28日

秋田県男鹿市議会

議長 杉本博治

内閣総理大臣 小泉純一郎様

財務大臣 谷垣禎一様

国土交通大臣 北側一雄様

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次にお諮りいたします。ただいま議会案第16号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し議題とすることに決しました。

日程第5 議会案第16号を上程

○議長（杉本博治君） 日程第5、議会案第16号地方自治法第100条の規定による事務の調査特別委員会を設置する決議案を議題といたしたいと思います。本件については、提出者の説明を求めます。2番高野寛志君

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 私の方から議会案第16号についてご説明いたします。

1、本議会に委員10人からなる旧男鹿簡易保険保養センターの入湯税にかかる調査特別委員会を設置するものとする。

2、本特別委員会は地方自治法第100条第1項の規定により、下記事項について

調査するものとする。1つ、旧男鹿簡易保険保養センターの入湯税にかかる調査に関する事項。

3、本議会は2に掲げる事項の調査をなすために必要があるときは地方自治法第100条第1項の規定により選挙人、その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限、並びに同条第10項の規定により団体等に対し紹介をし、または記録の送付を求める権限を本特別委員会に委任する。

4、本特別委員会は2に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もなお調査することができる。

5、本特別委員会に要する経費は本年度内において30万円以内とする。

以上、提案いたしますけれども、議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。24番

○24番（越後貞勝君） 今、16号が提出されたけども、提出された高野議員は総務委員長であります。総務委員長が、この2項の中で本特別委員会の地方自治法の100条の1項の規定により下記のとおり調査するものとするということは、旧男鹿簡易保険センターの入湯税に関する調査に関する事項ということは、総務委員会で十分にやったはずにもかかわらず、どうして本人がやるということは、これ委員長の立場としてどういうふうな判断するのか。総務委員会で、このことに対しては審議しなかったということですか。私としては、100条委員会することは大変な問題にもかかわらず、総務委員が全部これを認めた形にするということに、私は判断しているから聞いてるんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（杉本博治君） 2番

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 午前中の予算特別委員会の質疑、越後議員ご存じですか。午前中の予算特別委員会での三浦議員が私に対する質疑についてご存じですか。そのときも私申し上げましたけれども、総務委員会では限界があると。なぜかというと、当事者である簡保とか郵政公社、あるいは決裁印を押してある当時の課長とか、職員のそういう事情とか、調査をしなければ実態の解明はできないんじゃないかなと。しかし所管委員会で、そういう100条委員会に相当するようなことをできないので、これは我々の会派としては100条委員会を求めていくと、そういうことに決めたと、そう報告

したはずですけれども、それで要約されると思いますね。それで、総務委員会では約2時間ぐらい集中的にこれを審議したわけとして、決して総務委員会で審議を不十分だとか、そういうことではないと思います。

○議長（杉本博治君） 24番

○24番（越後貞勝君） 私の聞きたいことは、総務委員長である立場上、この提出するのはほかの人であればまだいいけども、これ総務委員長の立場で審議していって、詳細な審議ができないということ、どこまで審議した過程がここに出てきているかわからないです。だから、本人とかどうのこうのというけれども、2日も日程あるのに1日で審査が終わったということは十分な審査とは私は認めるわけにいかないと思うんです。だからそういうことも踏まえて、ぎりぎりの日程でやって、なお時間が足らなかったということならわかるけれども、私としては本人が、提出者が総務委員長でなくて別な人であれば、これは妥当性があると思うんだけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（杉本博治君） 2番

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 総務委員長が議会案を提出していけないという法律はないでしょう。ありますか。総務委員会では皆さんから聞いてくださいよ。ちゃんと十分に審議して限界があるというところまでいって、市長の出席を求めて事情を聞いて、その上で、あとは代表者会議に取扱いを委ねましょうと。私も議員、あなたも議員、総務委員長だとか、常任委員長だから議会案を提出できないなんていうのは越権行為でしょう。変な質問しないでくださいよ。

○24番（越後貞勝君） これ私の見解かもしれないけども、私はそういうふうに思つたから、これはおかしいと質問しただけです。わかりました。

○議長（杉本博治君） 24番越後貞勝君の質疑を終結いたします。ほかにございませんか。28番

○28番（佐藤善市郎君） ひとつ議長にお願いしたいのは、私は自治法98条ではなぜできないのかということを質問したいので、ちょっと質問、答える前に98条の自治法98条を朗読してもらいたいと思います。その上でなぜ98条ではだめなのかということを提案者に質問したいと思います。

○議長（杉本博治君） 暫時休憩いたします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時 1分 再開

○議長（杉本博治君） 会議を再開いたします。

28番

○28番（佐藤善市郎君） 発言を取り下げます。

○議長（杉本博治君） 28番佐藤善市郎君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。

これより議会案第16号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（杉本博治君） 起立少数であります。よって、議会案第16号地方自治法第100条の規定による事務の調査特別委員会を設置する決議は否決されました。

暫時休憩いたします。

午後 4時 4分 休憩

午後 4時 5分 再開

○議長（杉本博治君） 再開いたします。

20番

○20番（安田健次郎君） 午前中の総務委員会でも真相が明らかにならなかつたよう

でありますし、代表者会議を提案してもなかなか真相の究明には至らないようなというふうに判断しています。まして今100条という地方自治法の第100条も採決の結果、少数ということで否決されたようあります。そこで、私は非常に、今、ただいま疑問をもったわけですけれども、やっぱり議会制民主主義を守るという意味で、やっぱりこの問題というのは条例違反的な要因があると。ましてや、とるべきものとならないという点では、やっぱり調査が必要だということで、あえて98条の設置を提出したいと思います。

それで、中身ですけども、旧男鹿簡易保険保養センターにかかる入湯税に関する調査については、10人の委員で構成し、入湯税未納の解明を求める調査特別委員会、地方自治法98条に基づく調査特別委員会を設置し、これに委託の上、閉会中の継続審査をされるよう求めたいと思います。満場の諸君の賛同を心からお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君）　ただいま安田健次郎君から旧男鹿簡易保険保養センターにかかる入湯税に関する調査については、10人の委員で構成する入湯税未納の解明を求める調査特別委員会を設置し、地方自治法第98条を委任し、閉会中の継続審査にされたいとの動議が提出されました。本動議には会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者がなければ議題とすることはできません。本動議を議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

【起立】

○議長（杉本博治君）　所定の賛成者がおりますので、動議は成立しました。

お諮りいたします。入湯税未納の解明を求める調査特別委員会を設置し、地方自治法第98条を委任し、閉会中の継続審査にされたいとの動議を日程に追加し、議題とすることについて採決いたします。この採決は起立によって採決いたします。本件について賛成の諸君の起立を求めます。

【起立】

○議長（杉本博治君）　起立少数であります。よって、本件については否決されました。

○議長（杉本博治君）　暫時休憩いたします。

午後 4時 9分 休憩

午後 4時52分 再 開

○議長（杉本博治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（杉本博治君） 会議時間を午後6時まで延長いたします。

日程追加の件

○議長（杉本博治君） お諮りいたします。ただいま市長から議案第94号が提出されました。この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し議題とする決しました。

日程第6 議案第94号を上程

○議長（杉本博治君） 日程第6、議案第94号を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第94号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（杉本博治君） 提案理由の説明を求めます。佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ただいま議題となりました議案第94号の男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。本議案は旧簡易保険保養センターの入湯税関係の事務処理に長期間を要したこと、並びに本件に関して議会への報告がなされなかったことにかかる責任として、市長の

10月分から12月分までの給料を10分の1減額するため、本条例の一部を改正するものであります。なお、助役、収入役につきましては、10月分の給料を10分の1減額することいたしております。このたびの議会からのご指摘の旧簡易保険保養センターにかかる入湯税につきましては、このような大きな事態となり深く反省しており、議会並びに市民に心からお詫び申し上げる次第であります。今後、このようなことのないよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 私は今回の議会にこのような市長の処分案が出てくるとは夢々思ってもいなかつたわけであります。まだ、この簡保保養センターの入湯税の未納については全く不明瞭なところが、まだまだ解明されておりません。そういうことで、我々は100条、または98条についての特別委員会の設置を提案したわけでありますけれども、否決されまして、市民の人方もこれでは大変議会が何してゐるのかと、私は言われてもしようがない問題じゃないかということで、市の市長をトップにしたいってみれば議会の同罪扱いに市民は見られるのが、非常に辛いわけであります。そういうことで、非常にまず今回、私はこの問題の提起者として、改めてもう一度ですね、質問をしたいという気持ちなわけであります。それで、きょう出された処分案を読んでみました理由ですね、読んで、今市長が言ったことの繰り返しですが、本議案は旧簡易保険保養センターの入湯税関係の事務処理に長期間を要したこと、並びに本件に関して議会への報告がなされなかつたことによる責任だと。私は事務的だとか、長くなつたとかということでの問題提起にはしてないですよ。この問題もっともっと広い、問題の深いことがあるんじゃないかということで、私最初から質問しますよ。事務的な問題だとすることだったら、市長の処分何も値にならないでしょう。職員の事務が悪いんであれば、職員が処分されなければいけないはずですよ。事務でないでしょ、トップの方の問題処理に大きな問題があつたわけでしょう。条例という。条例を無視した今までの姿勢なんていうのは、私は初めてだと思いますよ、男鹿市かつて。私は思つてゐる今までの中ですよ。故意に歪めた形でやってますよ。

入湯税は、これ地方税でないですよ。地方税法、国の法律によって決められていますよ。男鹿市の入湯税条例においても1条に地方税法によって課税するんだというこ

とをちゃんとうたってます。そしてまた第2条は、入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課するということで、簡保側がお客様から取ると。そして市に納付するところいうことなわけですよ。それを平成10年12月鉱泉浴場として市の方で、その時点から簡保側で納付義務があったわけですが、それを泊まり客からは取ってて、日帰り客から取ってないと。私は前からもしゃべっているように、最初からこの問題は、平成10年の時点から問題だと言ってるんですよ。泊まり客は取って、日帰り客は取らないという事情は何ものもないはずですね、簡保側だって十分それはわかっているはずですよ。なぜなら横手市では近くの例を取ればですよ、横手市では平成8年、その前から鉱泉浴場やってますけれども、横手市ではちゃんと入湯税を簡保側は払ってますよ、日帰り客も何ら問題なく。なぜ男鹿市だけが問題に、意識的に問題を公衆浴場だからいらないんだと。納める必要ないんだと、こういう理屈をつけてきてるんですね。私は、この10年の時点に市側と、それから簡保側の何らかの話し合いが当然なされた結果がね、日帰り客を免除をしたと見られても仕方がないやり方だと思いますよ。ちゃんと、市の方だって温泉、ホテルたくさんありますよ。日帰り客からもちゃんと、その当時も取っているわけですよ。これを見逃す、見逃すというか、まずその経緯がまだ解明されてないわけですよ。この問題を今日まで平成10年から17年までね、7年近くもこの問題がわからなかったということはですよ、私もまず今回初めて、この問題を知って質問しておるわけですけれども、素直に考えればですよ、市と簡保側だけの話し合いで税金の免除ということは到底考えられないです。私は中に介在した人間がいると。それは市長、介在した人間いないんですか。私は一般質問で、議員が介在したんでないかと、そういう話もあるという話をしてるわけだけれども、それには今まで一言も答えてないですね。もう一度そこをはっきりしてもらいたいと。町の大方の話はですよ、市と簡保でない、やっぱり第三者がいるんでないかということが大方の見方ですよ。市の職員の中だってそう言ってしゃべっている人いますよ。

それから、経緯もいろいろ、先ほど市長が発言した内容ありますね。簡保センターを誘致した経緯や国定公園内の貴重な観光施設であること、さらに入湯税徴収により、地元利用者への負担増につながることなどを考慮して、早期かつ円満な合意を得るために、総合的に判断して平成14年2月の課税免除に関する通知をしたと、こう言っているわけです。これも私から言わせれば、これはあとのつけ足しの理由ですよ。

さっき私読んだでしょう。条例はちゃんと取らねばならないことになって、何で10年の、仮にまず解明されてませんけど、12年にあなた方が税務調査をした。その時点できわかって、何で今日までね、14年まで放置してるのである。通知でも何でもよこさなかつたら通知とか督促すればいいわけでしょう。一度もやってないでしょう。初めから取ろうとしないからでしょう。入湯税は目的税ですよ。目的税。入湯税を取ってその収入をそういう温泉の人方、そういう施設とか、そういう観光振興とか、そういうためにその財源を使うのが目的税であって、そういうことから免除したなんていうのは逆なんですよ。取ってそっちを使うというのが、この入湯税のあり方ですよ。全く逆さまな話ですよ。これを許せば本当に湯本の温泉組合を含めた温泉の業者にすればですよ、何だって言うすよ、言ってますよ。これではね、本当に納得のいかない、もっともっとやはり調査をして、もっと市の人方、当時の助役とかですね、市長方もう少しやっぱり解明に協力した形で答弁をしてもらわないとですよ。我々は納得できかねるわけですよ。

それから、処分が、内容が、10分の1の3カ月ですか。過去に市長は処分を受けた経緯があると思います。この過去のどういう事案、事件、事案で処分を受けたのか。どういう処分内容であったのか。ひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長、今回の処分は三役に限定したわけで、されておりますけれども、それだけやはり上部がかかわったと、課の職員は関係なかったという内容になっているわけでしょう。市が、市長が条例を改正、改正でない、条例を観光振興という名で条例を無視して免除して2千万なるのか、3千万なるのかわかりませんけれども、市民に迷惑をかけてる。これは大変な問題ですよ。10分の1どころの話でないですよ、私から言わせれば。そこら辺ひとつ率直な、まずお答えを最初に伺っておきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

第三者の介入については、私の記憶ではございませんのでご理解いただきたいと思います。

それから入湯税、簡保側と話し合いをして免除をすると言った約束がありましたので、ずっと請求しなかったということにつながってきたんじゃないかというふうに考

えております。それから、入湯税をもらって、一応もらって、そして対応すべきじゃなかったかと。ほかの議員さんからもそういう指摘がございまして、確かにこの処理の方法については反省しております。そういう方法を取るべきであったかというふうに反省しております。それから、処分ですけども、酒気帯び運転、それから国民年金のときに10分の1、1カ月という処分をしてございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。 1番

○1番（佐藤巳次郎君） 議員の干渉、圧力はなかったと、こういうお答えです。それは今のところ市長の答弁でそれはそれで、私は、第三者がかわったと思っておりますけれども、なぜ疑惑をまず持たれているのかということで、あなたの方で出した資料が経緯の資料を見てみますとですよ。12年にわかつて、それでも1年間そのまま放置して、話し合いをした経緯があったと思いますけども、少なくとも経緯、この中には何も経緯が書いてないですね。それで、13年から、まず今度は簡保側と話し合いをしているわけです。それで、市の方では県の方にも、この入湯税条例の解釈の仕方についていろいろ聞いているわけですね。市の方の対応は間違いでないということの結果になってるでしょう。市の見解、それから県の見解も。ところがですよ。平成13年12月21日に県も、それからまず県の管轄である中央保健所もですよ、条例どおりにもう取らねばいけないと、こういう言い方でしょう。結果的には、ところが、この12月21日になって、そのあとですね、5日後ですね、12月26日になって今度変わってるんですよ。覚え書きを交わしましょうと、条例も改正しましょうと。180度転回してるんですよ、この5日間で。そして免除されたんですよ。取らねばならない、よこせと話し合いをしてた。しかし、この5日間でがらっと180度変わってるんですよ。何ですか、これは。条例改正するってあなた方してないでしょう、諒らないでしょう、議会に提案しないでしょう、どうして提案しないんですか。そのことも1つも触れてないですね。これは議会に出せばやばいということでしょう。だからとりやめした。とりやめして今度は、今まであなた方が主張してあった公衆浴場と入湯税の条例のかかわりの中で、何というの免除の対象になるならないの関係で、市はならないって、県もならないと言ってきて取らねばいけないと言って、今度翌年の早々にですよ、覚書を交わそうとしても覚書もしない。そして今度軽易なものでいい

んだというような相手側からの話で、今度は軽易だということで、それこそ免除するという通知を出したわけですよ、あなたの方で。この4、5日の間ですよ。ここに何があったのか、はっきりしてほしいんですよ。そこを答えてください。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） これまでも予算委員会、また総務委員会でも申し上げましたが、この件については簡保側と一般公衆浴場の大変考え方の相違があって、そしてずっとらなきゃいけないという気持ちでは対応してきたわけですけども、遡って取るということは、簡保を誘致した私どもにもいろいろ責任もあるし、そういったことで、今回は遡らずに一応ある時点から今後払ってもらいたいと、そういう方向で進んできた経緯ということでお話してきておりますので、そういったことでご理解いただければと思っておりますが。

○議長（杉本博治君） さらに質問、1番

○1番（佐藤巳次郎君） 答弁ならない。答弁でないでしょうこれだと。私はここの5日間に何があったのかと聞いてるんですよ。5日間に。この13年の12月20日ですよ、市役所において支配人と入湯税の取扱いに協議と、男鹿簡易保険保養センターから、現在は宿泊客からのみ入湯税を徴収しており、日帰り客についても徴収を要するか否かの質問があって、市入湯税条例及び地方税法について説明し、宿泊と日帰りの区別なく徴収義務がある旨の回答をしたという。12月20日ですよ。それで、今度さっき5日と言ったけれども、今度は20日の次の日、21日ですね。21日になって支配人と入湯税の取扱いについて、また協議してるんです。前日の課税免除の件について、前日だと課税免除について話し合いしてるんですか。いずれ20日の、20日か、この21日、そこのあたりからぐるぐると、あと市の解釈が曲げられてますよ。こここの解釈が必要なわけですよ。そのあたりのいきさつを今の答えでは私は納得できないので、もう一度お答え願いたいと思います。いずれにしても、この問題は、処分で決着できるものでもないし、処分の今、きょう出すなんてことも私からすれば何のための処分なのか、いってみれば議会対策というか、としか考えられないですよ。処分が出てくれば納得するだろうと思って出したんでないですか。こういうことで、悪くしていくので、議会なり当局がね、まだこういう状態でいくことなら、ま

まだこういう事件ができかねしないですよ。これを許せば。私は非常に残念でなりません。本当に涙出ますよ。

それから、今後についてですよ、一言も触れてないですね。今後取らないんですか、あと。当然取る権利はあると思いますよ。市民に大変な迷惑かけているわけでしょう。それを取らないという結論、あなた方がそういう答えをするのであればね、このまま黙ってられないでしょう、市民だって。簡易保養センターは閉鎖したけれどもね、その上部があるわけでしょう。話し合いもする気もない。よこせとも言えないんですか。きっちりやっぱり話し合いをして、議会側の意向も含めてですよ、取るという姿勢に変えてもらわないとですよ。困難だとかって言ってられないですよ。あなた方過去の分譲っているわけでしょう、間違ったと。やり直ししなきゃならないでしょう。条例に沿って。15年度、1年間取ったわけでしょう。そういう形であなた方簡保側と交渉する義務があるでしょう。どうですか。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 経緯につきましては、さまざまいきさつが長くかかっていましたが、先ほど申しましたように、この件については簡保を誘致した私ども、そしてまた雇用の面、いろいろな面を配慮して、ここにずっと継続してこのままいてもらいたいと、そういうことで一心でやってきたわけでございます。これから請求しろということでございますが、遡っては取らないという約束がありましたので、その約束がまだ生きるものというふうに考えております。こういった事態に至って、大変深く反省しておりますし、皆様にお詫びを申し上げながら、処分をして、今後このような事態にならないように事務、そしてまた私ども心を入れ替えて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 1番

○1番（佐藤巳次郎君） ちょっと要望しておきますけれども、質問でないので、まずあと3回で終わりだということになると思いますが、だからぜひね、取るようにしてもらわないと困りますよ。全くわからないですよ。

○議長（杉本博治君） 佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。ほかに質問ございませんか。20番

○ 20番（安田健次郎君） ただいまの質疑のやりとりを見て、市長の答弁を見て、簡潔にということなんですけれども、1つは市長がこの処分案を今出したということは、今まで議会がずっとこの間9月議会開かれてて、議会に対した答弁に対しての最初はわからなかった、記憶がなかったという答弁で、この間は少しそんな観光とか何かの考へで免除したような感じだと。それで、きょうになると責任を認めたような形ですけども、要約すると、すべての責任は市長にあると考えての処分なのかどうか。これを聞いておきたいと思います。というのは、1つは条例違反だと、普通条例というのは解釈、市長に聞きたいんですけども、普通我々すべて条例に基づいて税金を納付したり、それなりのシステムをつくったりして営んでいるわけですけれども、普通、国で言ったら憲法でしょうけれども、この条例を無視したことになると、相当本来は責任としては減俸どころの処分ではないというふうに私は解釈する。全国的な例としてあります。この条例についての解釈と、今の市長の出したこの提案というのはすべての責任、課長にもないし、当時の監査委員にもないし、収入役にもない、総務課長にもなくて、すべて市長の責任だということに、市民に断言してよろしいのかどうか。じゃないと、この処分は何なのか私はよくわからないんですね。別に私蛇でもないし、鬼でもないつもりだし、要は真相を知りたいということなんですよ。ですから、あえて質問しますけども、その点をまず1つ。

それからもう1つは、天下の郵政公社、事業団というのに下請けさせて、その傘下ですけども、全国に何十箇所かありますね。この専門のプロの簡保を経営を営んでいる方々が、そもそも入湯税を知らないということは常識では考えられないですね。当時、そのとき郵政公社に電話した方があるわけですけれども、心外だと言ってるんですね。納めたいと思ったのにいらないと言ったということでしょう。そこにまけてやった理由は、免除してやった理由は観光とか、誘致したから市長の善意の思いやりでしょう。それはそうとしても、義務責任者というのは簡保にあるって断言できるかどうかですよ。これもし郵政公社がそんな解釈をしてたと言ったら大事ですよ、これ。この点についてはどう考へているのかお聞かせ願えればというふうに思います。

それから決裁文書、課長名のやつ見ましたけれども、普通、総務課長に聞きたいんですけども、普通、私方の知ってる範囲内で、私勤めたことないからわからないんですけども、普通4つの空欄があって、判子がずっと、最後は市長の決裁事項になるはず

なんですが、なぜ課長だけの決裁なのか。総務課長、収入役の決裁がなくて、市長の決裁もない文書があるのか。この文書が違反でないのかどうか。内部の文書規程の中で、私はその文書のつくった責任も誰かにあるなど、それも市長の指示なのかどうか、これも明らかにしていただきたいと思います。

それから、最初の答弁で、この議会初期の最初の方の答弁で、当時の方々がほとんどいないということで、なかなかわからないというような答弁なさっていたんですが、当時の支配人今どこにいるのかね。それで誰なのか。本当に、というのはこういう答弁の仕方されると、本当に郵政公社の支配人がそういうことをしたのかどうかね。ここに私方ちょっと疑問を持たざるを得ないんですね。本当に何月何日、こうやって、誰と、人と話して市長が答えた人と、その当事者と本当に話が合えば信用しますし、もっともだなと思います。いわゆる私も相当善意に解釈したいんですね。観光振興誘致した方で、職場の確保という問題も絡めてね、その点は十分理解できる、しようと思うんですけどもね、しかし、それはむしろ特定の業者に便宜を与えたということになると、これはもう全く180度市長が相当責任を取らざるを得なくなると。それで、内部の問題で、そこにかかわる業者がそれなりに使用料払っているはずですね。その使用料の中身が本当に市長が知ってたのかどうか。それでこの金額と今まで入湯税の未納になって取らざるを得なかった金額と、やや合う感じもします。そういう中身までわかってて免除したのかどうか。この点についてはどうなのか。できれば、その当時の支配人、かかわる会計責任者の方でもいいですけれども、わかれば私伺ってみたいなと思います。できたらお願ひしたいと思います。とりあえず、この点について市長からご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

条例の受け取り方でございますけども、もちろん条例にのっとって、これはやらなきゃいけない、これは我々の努めでありますし、やっていかなきゃいけないと思いますが、今回問題にもなりましたが、受け取り方というか、文章の不明な、お互い受け取り方が違うということで、条例の受け取り方というのが多少あるんじゃないかなというふうには思います。それと市長としての責任ということで、今回、私がやっぱり

職員、またこうした中での全責任は私にあるというふうに感じております。

それから、公社とのやりとりの中で、やはり一般公衆浴場の受けとり方が非常に問題になったわけで、何度もお答え申し上げてるとおり、この件でいろいろと時間がかかり、またお互いなかなか理解できなかったという点がございます。それで、当時の今支配人、今どちらかということで、ちょっと調べなきゃわかりませんので、お時間いただきたいと思います。

それから、使用料、その建物のですか、そういう点については、私ども全然知りませんでしたのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　課長名の文書の決裁でございますけれども、本市の事務決裁規程によりますと、税の減免は部長の専決事項となっております。ただ、このようなものについては2月4日のこの文書でございますが、14年1月8日の覚え書きの決裁が、これ市長までの決裁がいただいてございます。内容的にそこからきているものと考えまして、課長で済ませたのではないのかという考え方でございます。

○議長（杉本博治君）　再質疑ありませんか。20番

○20番（安田健次郎君）　条例は遵守するというのは、これ我々の鉄則ですけれども、私その条例に関するところで、全責任を私にあるという答弁なされたわけで、ということはいろんな質問なり、いろんな市民に対する不安や疑問に対して、すべて市長の責任だということは、もう明らかになつたのでわかりました。

それで、3条2項の取り方ね、これはさっきるる専門家的な簡保の保養センターを経営している方々が、こういう解釈を私は常識では考えられないと思うんですね。市長はそういうふうな解釈で一般入浴者として見るという解釈もそれは当てはまるかもしれないけども、普通経営、専門家が経営してますね、事業団で。この方々がそんな解釈を盾にしてそういう免除をお願いするとかというのは、通常は私はあり得ないと。これは後ほどはっきりしないとわからないわけですけれども、こういう点はもしかしたら当時の解釈の仕方が相当いい加減か、どちらかが適当な解釈をしてしまったのかなというふうにつながると思います。これはもしできれば当時の人と会えれば、もう

1つは事業団の方針を取り寄せれば、はっきりすると思いますけども、この点まだ私は曖昧だなというふうに思います。

当時のかかる相手方の方の、後ほど資料なり、何かでもお知らせ願えれば、電話番号でも含めてお願ひしたいと思います。

それで文書の問題、決裁が市長決裁にならざるを得ない、部長決裁で専決でやるということなんだけども、普通は、そういう文書をやる時点で市長十分認識しておったと思うんですけども、そうなると今度、今までの議会でよくわからなかったという答弁は議会に対して、非常に軽視的な答弁をしたんじゃないかなというふうに思います。そういう点では、記憶だからわからない方も私も忘れる事はあるわけだけれども、しかし、今の質疑の中でそういうやりとりなってますからね、だとすると、今までのやつはわからなかったのかどうかね。わからなかったのか。それは確かにだんだん記憶が戻ってきたかもしれない。それはそうだけれども、しかし対議会に対して、相当、私から見ると変わった答弁が今日まで続いてきたという点で、対議会に対しての謝罪はどうするのか聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 最後には、まず私の責任ということで、これは職員のやったことは全部私が背負っていかなきゃいけないと思っています。今回のこういう至った経緯につきましては、大変、このような大きな事態になりました、深く反省をしておりまし、議会の皆様に大変ご心配やらご迷惑をかけた点、また、市民に対しても深くお詫びを申し上げたいと。また反省しておりますので、心から反省しております。今後もちろんこういうことがあってはいけませんことですので、やってまいりますけども、当時、何遍も申し上げてますとおり背景的に、当時簡保センター、これから撤退するかもしれないという、全国でそういう動きがあった中で、ぜひいてもらいたいという、こちらでも誘致した企業でありましたし、何とか、その思いの一心で今回こういうことを判断してやったということで、私もたくさん決裁しておりますと判子をついたの一つずつ覚えておりません。大変恐縮ですけども、そういうことで記憶に定かでなくて、徐々に徐々に思い出しながらということで大変申しわけないことをいたしましたこと、お詫び申し上げたいと思います。今後とも注意してまいりたいと思いま

す。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。20番

○20番（安田健次郎君） 最後にこれ以上、市長はなかなか、責任を認めたということで十分わかりました。ただ、私この条例案に対して、処分が甘いとか辛いとかということではなくて、理由のわからない処分というのは、私軽々に人を罰するというのは嫌なものだから、その点については異論を唱えたいなというふうに思いますし、今後あってはならないことだけれども、要は今答弁されたように総務課長さんやら、お骨折りをいただいて、もっともっと真相の解明の文書なりを提示をお願い申し上げたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

○議長（杉本博治君） 20番安田健次郎さんの質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。2番

○2番（高野寛志君） 1点目はですね、減免は部長決裁であると。総務部長、それから総務委員会の質疑の中にもそういう報告があったと。それで、1月8日に原議書あって、それに基づいて約1カ月後、2月4日、税務課長名で減免の通知を簡保側へ出したと。やっぱり税の減免というのは重要なことで1カ月前にそういう決裁を受けていたから、それに準じて課長単独で書類が出せるものなのか。しかも、減免は部長決済だとすると、課長単独では出せないはずなんだけれども、その辺がどうかと。我々も不思議でならないのは、本来部長決裁なのが、税の課長単独でそういう書類を出すということは、そういうふうに出せと上層部の指示があったからやったんじゃないですか。課長単独でこういうことはできるはずないと思います。だから、上層部が関与したんじゃないかと。その点についてどうですか。

それから、今、議案94号として提案されました市長の処分案ですけどもね、本来とるべき税をとらないで、それがトータルでどのくらいだったか、2千万なるのか3千万なるのか、その辺はよくわからないけれども、男鹿市が非常に財政が厳しいのに、そういうミスで取るべき税金を取らない額というのは相当な額になると。処分案を聞くと減俸10分の1、1割の3カ月というと市長報酬というのは大体90万ぐらいと記憶しているので、9万掛ける3カ月って27万だと。そうするとね、どう考えてもこの重大性、2千万なのか千500万なのか。千万の桁なのが27万で処分して、そ

れで陳謝して終わりということでは、私は納得いかないんですよ。ですから、これはね、きょう急遽出してきたけれども、私は一連の真相の究明が専決だと。真相を究明して、それによって処分なりそういうものがあとから出てくると。そうでなきゃ順序としてはおかしいんですよ。だから、この処分案はね、きょう撤回してもらって、やはり真相究明をしてその上でどうかと、そういうふうにしてもらわないと、ちょっと市民の皆さんもね、議会、がりっとがんばってもらわねば、こういうことだとうまくないからって、我々もハッパかけられているんですよ。だから、その辺順序が逆だと思うので、この処分案は撤回してもらいたいんですけども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　決裁文書の件でお答えいたします。

本市の事務決裁規程によりますと、これは通常の場合の事務決裁、税の減免については部長の専決事項になっております。ただ、決裁規程の中では専決の制限というのもございますので、これらは例えば専決にしても上司において了知しておく必要があると認めるものについては、速やかに上司に報告しなければならないというようなことになってございまして、これらは2月4日については1月8日の覚え書きの決裁がありますので、そのような前の覚え書きの考え方と同じことで課長で済ませたのではないかというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本博治君）　佐藤市長

【市長　佐藤一誠君　登壇】

○市長（佐藤一誠君）　私、処分につきましてですけども、今回、たびたび申し上げましするとおり、当時議会への報告がなされなかつたと。それから、大分処理に時間がかかると、そして長引いてしまつたと、それからまた今回、こういうふうな大きな事態になって、深く反省してると、さまざまな意味を込めまして、今回処分ということでいたしましたので、ご理解賜りたいと思います。終わります。

○議長（杉本博治君）　再質疑ありませんか。2番

○2番（高野寛志君）　1つ目の、我々は前課長単独で減免のこういう原議書、あるいは通知、これはあり得ないんじゃないかと、そう思ってるんですよ。1月8日の原議

書に基づいてやったのではないかと部長も推測のような話してますけれども、だから、その間に約1カ月の時間が経過してるんでね、やっぱり税の減免というのは重要なことですから、課長単独じゃなくて、やっぱり上層部の指示があって、こういうふうに出しておきなさいよと、そういうことでやったんじゃないかな。それが真相なんじゃないですか。

それとですね、今、処分案ですけれども、1千500万なのか2千万なのか。千万単位の桁と10万単位の桁というのは小学生でも足し算、引き算すればわかるわけですよ。やっぱりことの重大性、本来であれば適正にやっておれば1千500万もらえたのか、2千万もらえたのかわからないのが、何か不明瞭な処理によってね、結果的に税収を、市の財政に負担を、迷惑をかけてることになるので、その金額の目方からいくと、ちょっと我々は納得いかないと。我々はこの案には賛成しかねますけれども、何度も言うように実態、真相解明が先決で処分というのはあとから出すべきだと。先にして、それでご理解願いたいと言われてもご理解できないということなものですから、その辺について、もう一度お願ひします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 処分のことについてでございますが、最終的に職員のやったことは私の責任ということありますし、これまで、私も10分の1、1カ月という処分をしたことありますが、今回3カ月ということで、最大の自分なりにしたつもりでございます。これからまた、このようなことのないように引き締めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 課長名の決裁でございますけれども、2月4日については1月8日の覚え書きの決裁でありまして、課長がそれで済ましたのではないかということで、上層部の関与については、ちょっと私のところでもわかりませんので、そういうことでちょっと、その件については、私のところでも今資料の中ではわからないところでございます。

○ 2番（高野寛志君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 2番高野寛志君の質疑を終結いたします。

会議時間の延長

○議長（杉本博治君） 会議時間を午後7時まで延長いたします。

○議長（杉本博治君） 27番柳楽芳雄君の発言を許します。27番

○ 27番（柳楽芳雄君） 私はね、市民の知る権利、議会よ徹底解明せよというようなことに期待されてたものが否決されて、本当に残念に思います。残念でなりません。そこでですね、今、市長が職員がやったことに責任を感じて自らペナルティーを課したと、10分の1、3ヶ月、これにとってはね、やはりその原因がはっきりしているんであればね、全くもって不十分なペナルティーだと思います。私はね、入湯税に関してはね、この前も予算特別委員会でもやったんですがね、50年間、いわゆる男鹿温泉郷で国民宿舎含めて12軒、帝水、桜島荘含めて14軒でね、50年間4千万でね、何ら手数料も取らないで、20億も50年間にね納めて、納めるにお金がなくて銀行まで借り入れしてはね、業者がいたのを私知ってるんですよ。そういう中でね、この官をね、このように郵政の官を、何というかね、総務委員会ではね、総務部長の答弁ではね、政策的判断、経営状態を考慮して政策判断、政策的判断だと、そのコメントにはね、市民は怒りますよ。一生懸命働いて、納税をしようとしている住民もいるんですよ。共稼ぎして、それをね、経営状態が悪いということで官にね、政策的判断でまけてやるというような、果たしてそういうスタンスでね、これ税務というと総務部長がトップですね、その上に助役、市長がいるんですがね、あなたの発言としてはね、これは撤回してもらわなければいけないようなね。言葉ですよ、これ。私はね、入湯税に関してはね、この議場でも何回もね、入湯税の還元ということでね、市長に迫ったことがありますね、何回も。ところがあなたの答弁は、道路とか、消防施設を維持するために勘弁してくれというようなことで、ずっと我慢しておりましたがね、全国各地の入湯税のもらっている行政ではね、例えば北海道の上川町層雲峠、1億円の入湯税を30パーセント誘客宣伝費に出してるんですよ。ほかにもまたね、男鹿温泉組合みたいな旅館組合にイベント費としてね還元してるんですよ。個々にやらなく

てもいいんですが、そういう組織にバックペイしていくのが入湯税の現状なんです。これが目的税なんです。ところが、今までね、市で肃々と納めていた業界の人方の、業界、入湯税ばっかりじゃないですよ。政策的判断で、例えば経営状態が悪かったら今度ね、面倒見てくれるんですか。そういうね、市のいわゆるトップの発言のスタンスというのはね、全くもって住民を何と思ってるんですか。だから、私は官尊民卑と言っているんでしょう。官にはやさしく民には厳しくというようなことで、そんな行政の仕方というのはおかしいと思いますよ。どうですか、総務部長

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　今回の入湯税につきましては、これまで簡易保険センターで徴収、入湯税については徴収していなかったということで、これを徴収することによって、住民、利用者の負担になると思われる。また、当時の中ではセンターとしては少しでもその収入率を図りたいというような状況もあったというようなことで、私もこれまで、ある時点でそういう課税免除のような判断をしている。そういうことで私は政策的に判断したのではないかと思われるということで答えてございまして、あげることによってまた、住民への負担増にもつながるのではないかというようなことが、資料の中から見られたものですので、そういうことで答弁してございます。

以上です。

○議長（杉本博治君）　27番

○27番（柳楽芳雄君）　簡保はね、誘致企業だということは、私も十分知っています。あのロケーションのいいところにね、5万人もの宿泊から日帰り客が来るんですよ。だから、日帰り客でおそらく3万5千ぐらいの人数でしょう。3万5千から4万人、入湯税で年間600万、2千400万から3千万ぐらいの市に対する税金の穴を空けたということですよ。私はね、何を言いたいかというのはね、まずこれをね、今、市長は職員がやったことに責任を感じて自らペナルティーを課したというんですがね、これ調べるとね、あなたにもしかすると瑕疵が何もないかもしれませんよ。だから、私はね、市民の知る権利、議会よしきりしろと言われてる市民に対してね、何らかのやはりね、これを徹底解明する基本もね、ぜひ、税金のことですから言ってるんですよ。今までいろんな問題がありました。なまはげロボットとかそういう問題もあり

ましたが、それはそれとしてね、そういうことでは対応してきましたが、こと税金に関してはね、納税者がたくさんいるんですよ。入湯税ばかりじゃなくて。共稼ぎしながらせっせと働いて食べるもの食べないで、着る物も着ないで税金を納めてるまじめな市民に対して、今のこのような状況で果たしてね、説明責任ができたとは到底考えられません。私はね、これで質問終わりますが、もし仮に調べた場合はね、市長に全然瑕疵はなかった場合も想定されますよ。私どもはね、議員経験浅いものですから、100条委員会ってどういうものかさっぱりわかりません。ただ、先輩の方に調査をするんであれば調査特別委員会みたいなものでも何でもやって、市民にやはり情報開示するのも我々の努めじゃないんですか。そういう面でですね、自ら市長が進んで調べてくれというぐらいのスタンスで、これだけの問題、全県に知れ渡ってるでしょう、これ。入湯税問題は。だから、私も今せっぱ詰まって、何か職員がやったことに責任をというようなコメントを今言いましたのでね、質問にたったわけですが、市長どうですか、ひとつ答弁してください。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 先ほど、その総体的ないろんな件で、職員のやったことは私の責任であると、大きな意味で申し上げました。今回のこともいろいろこういう大きな波紋を呼んだ大きなことになってますし、それからまた当時、議会にも報告しなかったと、そういうことも私の責任ですし、そういう意味から今回まず処分をするということになりました。市民に対しても、議会に対しても大変申しわけなく思っておりまます。今後、こういうことないように努めてまいりますが、基本的には職員と、私ども一緒に同じ感覚で物事をとらえて、一緒に進まなきゃいけないというふうに思っています。風穴を良くして、よく連携取りながらやっていくことが基本だと思っていますし、議会に対しては、つつみ隠さず何でもしゃべるようにと言ってきております。今後、これを守りながら、今後一層努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○27番（柳楽芳雄君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 27番柳楽芳雄君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 24番

○ 24番（越後貞勝君） 私からは1点だけですけども、その前にちょっと今までの話を聞いていると、市長が全面的に責任がどうのこうのというけども、私議員に最初なったのは平成7年です。そして、今結果を見れば10年からそういうふうになっていって、もちろん勉強不足もありました。ただ、びっくりしたのは当初、議員なって配付されたのが決算書、予算書、ああいう分厚い本を配付されて、最初は一生懸命勉強しても何が何だかわからないまま2年、3年過ぎました。しかし、問題の10年から11年の中でという、今、議員方が市民の負託に答えるとか、どうのこうのというけれども、じゃあ議員方がその入湯税に対してどれだけ関心持って、そして質問したかということなれば、私は非常に、私を含めて議員方が何もやってなかつたという感じするんです。入湯税の上限は必ず決算書から出てきていると思うんですよ。そして12年度でも予算書が出てきてるんですね。そのときの入湯税どうのこうのと議論すれば良かったけども、私ははじめしなかったんです。そして不思議なのは11年ですか、確か、簡保で私方が議員方で飲んだとき、申しわけないけども、笹川圭光さんと教育長の問題もあったとき、あのとき簡保、私方が簡保に行って飲んでるんです。だけども、それを入湯税払ったか払わないかということ誰も議論する人いなかつたんすけれども、だからそういう時点から我々が、議員がやっぱりチェックしなかったのも、やっぱり議員方も私はやっぱり責任あると思うんです。その当時、じゃあ議員方は何言つてもいいかということなれば、私ははじめ、ちょっとやっぱり疑問あるなと。だから、市長もやるんだったら議員方だって、やっぱり市民の負託にこたえなきゃいけないとなれば、そういうチェックミスが、やっぱり原因もあるんじゃないかなと。私はそれなりに考えております。よその人はどう思うかもしれないけども、私はそう思います。

それからもう1つ、やっぱりこれから当局そういうふうにしないようにするとなれば、議員方も当然そういう、やっぱりチェックして、そういう質疑応答しなければいけない形がまだやっぱり出てくる必要があるとお互いにやっぱり、私はやっぱり責任感じるのが妥当かと。そのために提案、議案の94号は私は妥当ではないかなと、こう思うのと。それから、私地元ですので、確か10年のとき、今まで簡保は大衆浴場ということで地元で温泉がないので湧かし湯で、そして浴槽やってて、それで温泉掘ったとき、地元の方に確か説明あったんです。今までではやっぱり設備投資でやっていけないから値上げしなきゃいけないというような話だったんです。これ確かに地元の方

に説明したとき、地元からは今までどおり、これ以上上げられれば行けないから、何とか現状のままでやってもらえないかということで、市には来なかったかもしれないけども、簡保の方には行った経緯あると思うけども、そこらあたり、もし当局でそういう話があったかないか。あったらお知らせください。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　その値上げの件については、資料ではちょっとわかりかねますので、中では、その部分は出てまいりません。
以上です。

○議長（杉本博治君）　24番

○24番（越後貞勝君）　もし、そういうものを地元住民から出されたのがなければ、今そういう調べる時間もなかったけども、5部落からは、そういうふうに出した経緯があると思うんです。だから、そういう意味も含めて、一般大衆浴場という判断したのではないかなと。私は、当局をかばうとかではなくて、そういう地元のいきさつの中で、簡保のバスを立てて門前からずっとそういうふうにして送り迎えしたんです。それだけ、やっぱり地元に必要だったという施設なんですよ。だから、恐らくそういう判断であったと、私はそういう判断であったんじゃないかなと思うので、ところが今、部長はそういうことわからないとなれば、これはあと追求の仕方もないし、答弁もできないと思いますので、まず私の質問は終わります。

○議長（杉本博治君）　24番越後貞勝君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。5番

○5番（三浦利通君）　長くなって恐縮ですけども、1点ほどお尋ね申し上げます。先ほどの市長の提案説明の中で、この条例に関連して、助役、収入役の責任も10月分給料10分の1減給というようなことがありましたけれども、特に助役、佐藤助役に関連ですけれども、5月の確かに11日から就任したのかな、かつての、この入湯税問題が発生した年次では佐藤助役については全然関係ないというような立場からすれば、この助役の10分の1の1カ月の減給というのは根拠がどういう根拠なのか、助役が妥当な責任の部分で妥当性があるとすれば逆に市長、もしかすれば収入役どういう立場で、その時点で承知しない中で、話いきすぎた話になるかもしれないけども、市長、

収入役については、むしろもっと重い責任の所在を示すべきでないかなと。逆に市長なり収入役がこの責任の所在で妥当だとすれば、あえて佐藤助役というのは不必要なでないかなと。その辺があろうかと思いますけれども、その根拠についてお聞かせください。

○議長（杉本博治君） 佐藤助役

【助役 佐藤文衛君 登壇】

○助役（佐藤文衛君） お答えいたします。

私は去る5月10日から新市の助役として皆様からご承認を得て就任をいたしております。したがいまして、確かにその時点では私ども合併しておりませんので、関係はないかもしません。しかしながら、5月10日に就任して、新市に対する引継書に押印をした時点から、私は旧男鹿市の正も負も、旧若美町の正も負も助役として引き継いだと思っております。

以上であります。

○5番（三浦利通君） 了解しました。

○議長（杉本博治君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。討論は通告なきものと認め終結いたします。これより議案第94号を採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（杉本博治君） 起立多数であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉本博治君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これで、9月定例会を閉会いたします。

午後 6時 6分 閉 会

會議錄署名議員

議長

副議長

議員

議員